

## 中国における Apple 社の App Store の取り扱い

株式会社クララオンライン  
家本 賢太郎

### <要約と結論>

Apple がサービスを提供する App Store は、人民元建てでの決済を 2011 年 11 月から開始した。中国本土での iPhone の販売は 2009 年に開始され、中国聯通(China Unicom)が iPhone 専用の料金プランを設定している。しかし、中国国内での販売価格が高く設定されていることから、価格差のある香港からの密輸品の流入が絶えず、中国税関は水際での摘発を繰り返している。2012 年に入って中国電信(China Telecom)も iPhone4S の取り扱いを正式に開始しており、中国国内での iPhone に対する人気は衰えをみせていない。

iPhone や iPad で有料アプリや音楽をダウンロードするためには App Store の利用(有料コンテンツの購入)が必要で、クレジットカード番号が求められる。しかし中国では従来、この App Store でのアプリ購入に多くの偽造クレジットカード・ギフトカードが悪用されるケースが報告されてきた。このため、国際社会での信頼を損ねたくはない中国政府と、偽造カードの利用に悩まされる Apple の双方にとって、偽造クレジットカード対策は重要な課題であった。

一方で中国政府は、中国国外からゲームや音楽を配信する App Store の存在が、中国国内の規制やインターネット検閲を潜り抜ける方法になると警戒している模様だ。実際に Apple は国内でのゲームや音楽の配信に必要な許可証(ライセンス)を直接的には所有していない。中国政府が原則として内資法人にのみこうした事業を認めている現状では、Apple は許可証を持たないことで事業に影響が及ぶ潜在的なリスクを抱えている。

人民元建てで App Store を利用することが可能になった背景には、中国政府に近い立場である決済代行会社の PayEase(首信易支付)が App Store への決済サービスを提供することで、Apple にとってのライセンス問題と、中国政府にとっての偽造クレジットカード対策の両面を解決できるという双方のメリットが見え隠れする。

ただし、人民網(人民日報の電子版)は、App Store の存在は違法であるとのスタンスを明言しており、中国国内の政治環境の変化によっては、こうしたバランスが調整される局面も考えられる。



## 1. 中国における Apple 製品の販売

---

中国で最初のアップルストアは2008年に北京に開設され、2012年6月現在は北京2店舗、上海3店舗の合計5店舗が中国国内に存在する(香港には1店舗がある)。

中国国内での iPhone の販売は iPhone3G からであり、2009年に中国聯通(China Unicom)が取扱いを開始した。ただしこの時点では中国政府が iPhone への WiFi 機能の搭載を許可せず、機能を制限した機器の販売に限定された(当時の中国では携帯端末に対する WiFi は、WAPI と呼ばれる独自の暗号化規格の搭載を義務付けていた)。背景には、WiFi 接続による IP 電話等の利用で通信事業者の収入が減少する可能性や、3G サービスの開始時期に重なった当時の状況下において、3G サービスの従量制課金に影響が及ぶことを懸念したと考えられる。その後、中国はこの WiFi 機能の搭載規制を実質的に取りやめている。

2012年2月に入って中国の二大キャリアの一方である中国電信(China Telecom)も iPhone 4S の取り扱いを発表し、同3月から販売を開始した。なお、携帯電話契約(2G 及び 3G の合計)では最も契約数を持つ中国移動(China Mobile)の iPhone の取り扱いについては、具体的な声明は発表されていない。

初代 iPad(WiFi 版)は2010年9月に中国国内で販売が開始され、アップルストアだけでなく、大手家電販売店(国美電器、蘇寧電器など)の店頭にも並んだ。3G 版の iPad2 は2011年9月に中国国内での正式な取扱いが開始されている。なお、2012年6月13日時点で New iPad は中国では発売されていない。

なお、中国国内での iPhone の販売台数は Apple、中国聯通からともに公表されていないが、中国聯通は「販売数は世界第2位である」との声明を発表しているほか、Apple は iOS6 の発表に際し、中国市場をより重視する戦略をとるとしており、重要市場との認識を示している。

## 2. アプリやゲーム、音楽の配信に関する許可証との関係

---

中国では、携帯電話網を経由したコンテンツ配信事業に対し、増値電信業務経営許可証の取得や、音楽、ゲームなどの配信コンテンツの種類別にネットワーク文化経営許可証、インターネット出版許可証などの取得を義務付けている。中国国内で音楽配信やア



プリ配信を行っている百度や騰訊はこれらの必要な許可証を取得している。ただし、こうした許可証は原則として内資企業にのみ発行され、中国がWTO加盟時に公表した外国企業との合併企業による市場参入は、ごく限られた企業にしか認められていない。

一方、Appleは現時点では中国国内で有効な許可証は有していない。また、Appleは中国国内にiTunes StoreやAppStoreの配信を行うためのデータセンタインフラは有していないとみられるが、中国の法律は、中国の国外からのインターネット経由での配信について明確な定義をしていない。他方、人民日報の電子版である人民網は、

- 米ドル決済のみのサービスの場合には国外のサービスとして取り扱っていたが、人民元での決済が可能になったために国内のサービスとして扱うこと
- AppStoreのサービス内容は増値電信業務の経営範囲に該当すること
- Appleはこれに必要なライセンスを有しておらず、違法状態であること

という点を記事において指摘している(2011年12月)。人民日報に掲載される記事は中国政府としての実質的な公式見解に基づくものであるため、この捉え方が現時点では存在していると考えられるべきである。

### 3. AppStoreへのアクセス遮断

---

中国政府は、いわゆるGrate Firewall(金盾)と呼ばれる中国のインターネット検閲により、中国の体制に不都合なコンテンツに対してその通信を遮断している。

現時点(2012年6月現在)ではAppStoreへのアクセスは特段の遮断は行われていないものの過去には、チベットに関連する音楽がiTunes Store経由で配信された際に、一時的に全てのiTunes Storeへの接続が遮断されたケースがある(2008年8月)。

### 4. 偽造クレジットカードの利用の課題

---

iTunes StoreやAppStoreでの音楽購入、もしくは有料アプリの購入には、クレジットカード番号を登録して決済するか、クレジットカード番号を登録しない場合にはiTunes CardまたはiTunesギフトカードを購入してApple IDの残高にチャージ(充值)をする必要がある。

中国国内では偽造クレジットカード番号の入手は比較的容易な状態が続き、インターネット上で番号のセットを購入することができた。近年では徐々に取り締まりが厳しくなっているものの、これらの番号を用いて AppStore での購入に多く利用されてきたとされる。アプリを AppStore 上で配信しているコンテンツ事業者にとっては、偽造クレジットカードで購入された場合には Apple からの支払いは行われないため、日本やアメリカなど国外のコンテンツ事業者からは、中国向けのアプリ配信を取りやめるケースも報告された。

このため、中国政府としては、中国国内のクレジットカード市場が急速に拡大するにあたって、VISA・MASTER などクレジットカードの国際ネットワーク上での信頼を確保するためには速やかに対策を講じる必要があったと考えられる。

## 5. 人民元建てによる決済

AppStore での人民元建て決済は、2011 年 11 月 18 日に開始され、アプリの販売価格に対しては 0.99 米ドルを 6 元、1.99 米ドルを 12 元とする固定レートが採られている。

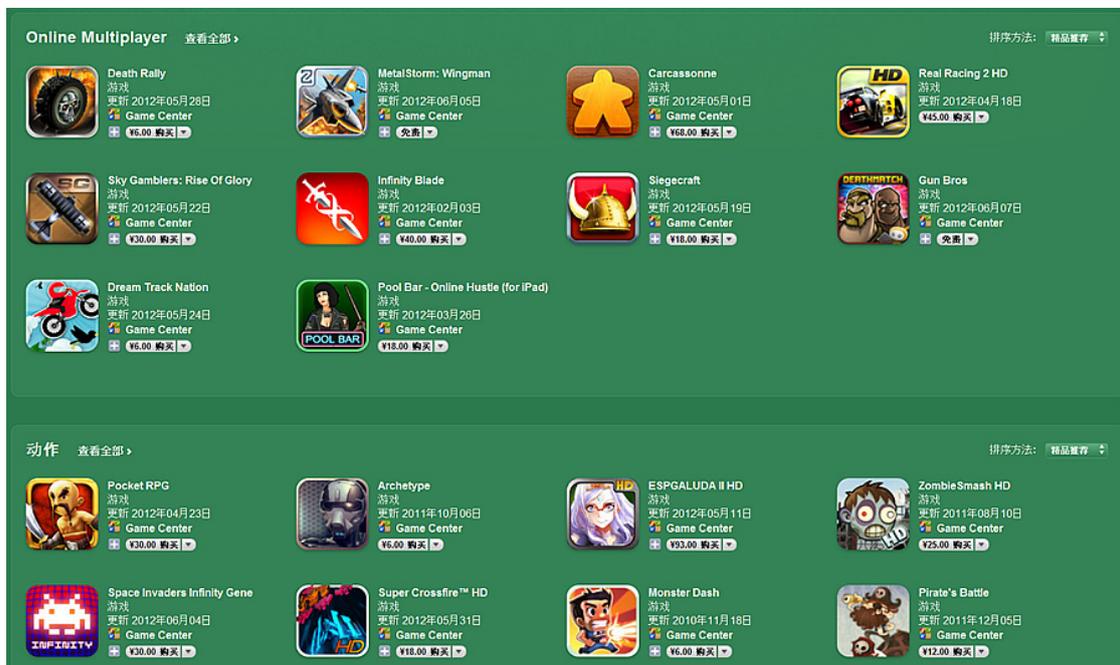
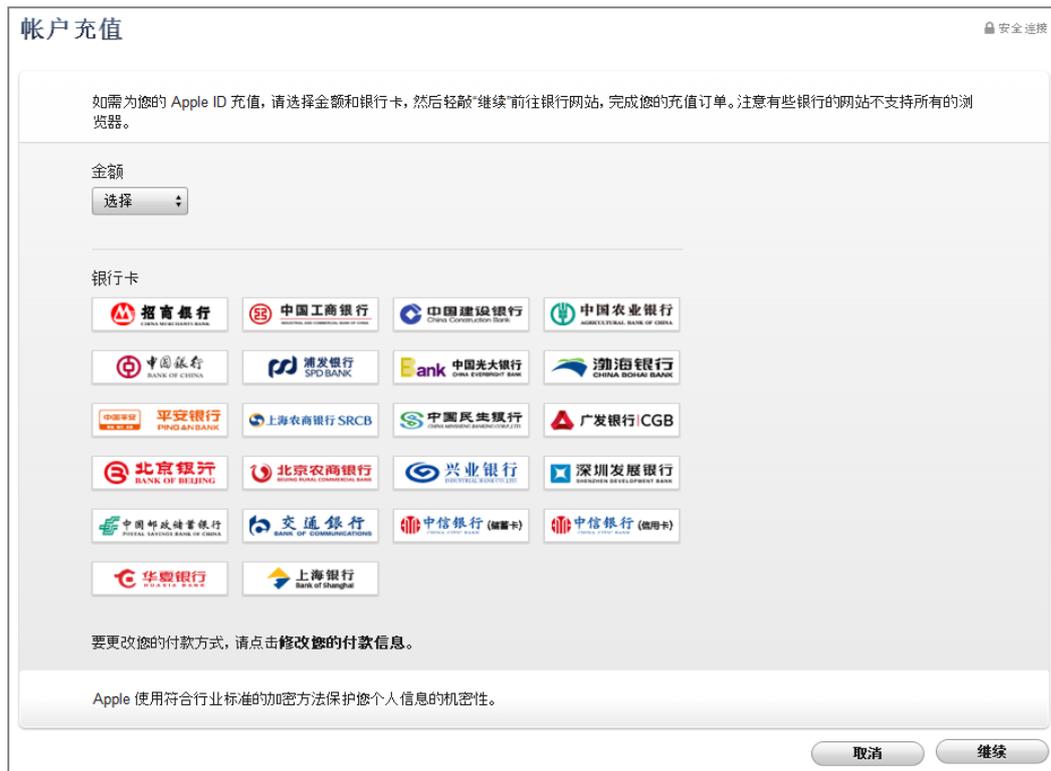


図 1 中国版の AppStore

人民元での決済開始にあたっては、従来からあるクレジットカードでの決済以外に、個人が持つ招商銀行、中国工商银行、中国建设银行、中国農業銀行、中国銀行など主要銀行の銀行口座から直接チャージする仕組みを導入した。対応している各銀行のオンラインバンキングのアカウントを持っていれば、即時でチャージが行われる。銀行口座からのチャージ単位は50元、100元、300元、500元である。



銀行を選択する画面



中国工商银行経由での決済の例

**ICBC** **中国工商银行** 客户订单支付服务
帮助

**【订单信息】**

商城名称: **首信易支付**

订单金额: **RMB 50.00**

订单号: XXXXXXXXXX

商品名称: **首信易支付订单**

1. 请检查浏览器上的**安全挂锁**标识

2. 请选择支付方式后, 输入相关支付信息

网银支付    工银e支付

支付卡(账)号:

请输入右侧显示的验证码: ckjk [刷新验证码](#)

您有非正常运行的网银安全工具, 建议您安装**网银助手**解决该问题。

3. 提交后请核对您的**预留验证信息** (点击查看说明)

安全提示: 本页面地址栏应以https开头, 域名为 mybank.icbc.com.cn、b2c.icbc.com.cn或vipb2c.icbc.com.cn。

+ 小e安全检测

**工行支付服务提示**

尊敬的客户, 为保障您的支付安全, 请在支付环节注意核对下列信息:

1. 本页面地址栏应以https开头, 域名为mybank.icbc.com.cn、b2c.icbc.com.cn或vipb2c.icbc.com.cn。
2. IE浏览器应在右下角或正上方显示安全挂锁
3. 选择“网银支付”只需输入支付卡(账)号和验证码, 无需输入网银登录密码, 如您为口令卡客户, 在页面多次提示您口令输入超时或错误时, 请您核对以上提示。
4. 选择“工银e支付”只需输入手机号和卡(账)号后六位或4位数字账户别名。
5. 支付时请不要开启远程协助功能, 避免他人操作您的计算机。如有疑问, 请咨询95588。

[请与我们联系](mailto:webmaster@icbc.com.cn) webmaster@icbc.com.cn 中国工商银行版权所有

### 中国工商银行經由での決済の例

このチャージのための決済サービスは中国政府系の決済代行会社である PayEase(易智付科技(北京)有限公司, 首信易支付)が行っている。

PayEase は、北京市政府系の IT 企業である首都信息発展(CAPINFO)の電子商務センター(首都信息发展股份有限公司电子商务中心)を母体としており、1999 年より中国国内の企業向けの決済代行サービスを提供している。首都情報は香港証券取引所に上場しているが、北京市政府(北京市の国有資産を管理する組織である北京市国有资产经营有限责任公司が実態の株主)が 6 割以上を出資する大株主とされており、事実上の国営企業である。即ち、決済業界における主要 3 プレイヤーの支付宝、財付通、易宝支付など民間の決済代行サービスに対し、PayEase は政府色の強い決済代行サービスであると指摘できる。

なお、PayEase は AppStore 向けの人民元決済サービスを開始した 11 月 18 日時点では、決済サービスを提供するための支付業務許可証を所有していないが、約 1 か月後の 12 月 22 日には交付されていることが確認されている(インターネットでの決済サービ



ス、モバイル決済サービスの2つが許可業務範囲)。11月時点で前出の3社は既に許可証を取得していたことから、Appleとしては決済サービスの提供先選定にあたり、許可証を所有していることを前提とせず、むしろ中国政府との関係性を重視した可能性も考えられる。

## 6. 中国政府とAppleの立場

ここまで触れたとおり、Appleにとって中国市場は無視することができない規模である一方、中国向けのiTunes StoreやAppStoreの配信は許可証を有していないリスクを抱え、さらに偽造クレジットカードによる損失インパクトや開発者の中国向けアプリ開発に対する意欲減退が大きく、何らかのかたちでの解決を模索していたと考えられる。

他方、中国政府にとっては、偽造クレジットカードの使用が続く状態は望ましいものではなかったため、Apple、中国政府の双方にとって、このPayEaseを使った人民元建て決済の導入という結論は利害が一致しやすい点であったと考えられる。同時に、AppStoreへのチャージがPayEaseを確実に経由することにより、PayEaseは一定の手数料収入を確保できる点も指摘できる。

また、Appleにとっては、PayEase以外の大手決済代行サービスとの提携という路線も考えられたはずであるが、PayEaseが中国政府を背景として持つ決済代行サービスであることから、許可証を持たないリスクをミニマイズすることができるPayEaseをあえて味方につけたと受けとめることも可能である。

iPhoneを公式に販売している中国聯通や中国電信は中国国務院が経営権を実態的に管理している企業であると同時に、これらの企業が販売するiPhoneの利用にあたってはiTunes StoreやAppStoreを利用しなければならない点も、中国における複雑なバランスの上に成り立っている。

現時点ではAppleと中国政府は現実的な妥協点を見出すことに至ったと考えられるが、一方で中国政府は人民網を通じて「AppStoreの配信にあたって許可証が無い状態は違法である」旨の言質を残しており、政権交代など政治環境の変化によっては、このメッセージが有効なものとして引き出される可能性は否定できない。



- 本書では中国とは中華人民共和国を指しており、台湾、香港特別行政区、マカオ特別行政区は含んでいません。
- 本書に含まれる情報は一般的なご案内であり、包括的な内容であることを目的しておりません。また法律・条令の適用と影響は、具体的な状況によって大きく変化いたします。具体的な事業展開にあたってはクララオンラインコンサルティングサービスチームより御社の状況に特化したアドバイスをお求めになることをおすすめいたします。また本書の内容は2012年6月13日時点で編集されたものであり、その時点の法律及び情報に基づいています。

本書はクララオンラインコンサルティングサービスチームにより作成されたものです。クララオンラインの中国インターネットコンサルティングサービスに関するお問い合わせは以下の連絡先までお気軽にご連絡ください。

int@clara.ad.jp または +81(3)6704-0778